

報告第 2 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 14 日

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、同令の用語を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。